

○東温市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付要綱

(平成 26 年 3 月 27 日告示第 31 号)

改正 平成 27 年 12 月 28 日告示第 172 号 令和 4 年 3 月 17 日告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者（以下「ドナー」という。）に対して、助成金を交付することにより、ドナーの経済的負担を軽減し、もって骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄バンクドナー登録をしている者
- (2) 財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (3) 骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている者であって、市税に滞納がないもの

(助成金額)

第 3 条 助成金の額は、骨髄等の提供のために次に掲げる通院、入院又は面談に要した日数 1 日につき 2 万円とし、1 回の骨髄等の提供につき 14 万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のために行った手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は、対象外とする。

- (1) 健康診断等
- (2) 自己血保存のための採血
- (3) 骨髄等の採取
- (4) その他財団が必要と認める通院、入院、面談等

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、骨髄等の提供後、東温市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、財団が交付する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類、骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接をした日を証する書類及びその他市長が必要とする書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、東温市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、東温市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に行った骨髄等の提供について適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第172号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第32号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

東温市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

東温市骨髓バンクドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

東温市骨髓バンクドナー支援事業助成金交付請求書

[別紙参照]